表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。

④ 公示に関する手続は、相手方を知ることができ… 場合には表意者の住所地の、相手方の… ができない場合には相手方の… 所の管轄に属する。

⑤ 裁判所は、表意者に… なければならない。

（昭和一三法一八本…

関❷【公示送達→民… 示の到達→民…

（意思表示…）

第九八条の… た時に意… くは成年… もってそ… し、次に… 限りでな…

一 相手…

二 意思… 方（平成…

（平成一一法一…

（意思表示の…

第九八条の二 意… に未成年者又は成… 示をもってその相… し、その法定代理人が… りでない。

（第一号・第二号は新設）

関+【意思能力→三の二【未成年者→四【成年被後見人… 定代理人→八一八、八一九、八三九—八四一、八四三

第三節 代理

（代理行為の要件及び効果）

第九九条① 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

② 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表… 用する。

…二四、八一八、八一九、八五九、八三 …六の四、八七六の九、二八、二五、 …意代理人の例→商二一、二二七、会 …〇三、一〇九、一一〇、一一 …を表示しない行為の効力→

…意思表示）

…ることを示さない …ものとみなす。 …めにすることを …条第一項の規

…た意思表示の …過又はある事情 …たことにつき過 …べき場合には、 …で決するものとす

…意思表示の効力が意思 …知っていたこと又は知ら …があったことによって影響を …その事実の有無は、代理人につ …する。（平成二九法四四本項追加）

…の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。

（平成二九法四四本条改正）

（代理行為の瑕疵）

第一〇一条① 意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

（第二項は新設）

② 特定の法律行為をすることを委託された場合において、代理人が本人の指図に従ってその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。（改正後の③）

関+【意思の不存在→九三、九四【錯誤→九五【詐欺・強迫→九六

（代理人の行為能力）

第一〇二条 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。（平成二九法四四本条全部改正）

（代理人の行為能力）

第一〇二条 代理人は、行為能力者であることを要しない。

関+【制限行為能力者→四、七、八、一一、一三、一五、一六【制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてする行為→一三①⑩、一二〇①【取消し→一二〇—一二六

（権限の定めのない代理人の権限）

第一〇三条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

一 保存行為

二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

関+【本条の権限を越える行為と家庭裁判所の許可→二八、九四三②、九五〇②、九五三

（任意代理人による復代理人の選任）

第一〇四条 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復

代理人を選任することができない。

関+一〇五、一〇六【委任→六四三【受任者による復受任者の選任→六四四の二①【遺言執行者の復任権→一〇一六【訴訟と復代理→民訴五五②五

（復代理人を選任した代理人の責任）

第一〇五条① 代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。

② 代理人は、本人の指名に従って復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、この限りでない。

（改正により削られた）

（法定代理人による復代理人の選任）

第一〇五条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。（平成二九法四四本条改正）

（改正前の第一〇六条）

（法定代理人による復代理人の選任）

第一〇六条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、前条第一項の責任のみを負う。（改正後の第一〇五条）

関+【任意代理人による復代理人の選任→一〇四

（復代理人の権限等）

第一〇六条① 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。

② 復代理人は、本人及び第三者に対して、その権限の範囲内において、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。（平成二九法四四本項改正）

（改正前の第一〇七条）

（復代理人の権限等）

第一〇七条①（略）

② 復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。

（改正後の第一〇六条②）

関+一〇四、一〇五 ❷【代理人の権利義務→九九—一〇三【任意代理人が選任した復代理人と本人との間の内部関係→六四四の二②

（代理権の濫用）

第一〇七条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

（平成二九法四四本条追加）

（第一〇七条は新設）

関+【代理行為の要件と効果→九九【無権代理→一一三—一一七

（自己契約及び双方代理等）

第一〇八条① 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

② 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。（平成二九法四四本項追加）

（平成一六法一四七、平成二九法四四本条改正）

（自己契約及び双方代理）

第一〇八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。（改正後の①）

（第二項は新設）

関+【無権代理→一一三—一一七【利益相反行為の特則→八二六、八六〇、八五一④、八六六【利益相反取引の特則→一般法人八四、会社五九五、三五六

（代理権授与の表示による表見代理等）

第一〇九条① 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

② 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。（平成二九法四四本項追加）

（平成一六法一四七本条改正）

（代理権授与の表示による表見代理）

第一〇九条（略、改正後の①）

（第二項は新設）

関+【代理行為の要件と効果→九九【表見代理→一一〇、一一二【代理権があるとみなされる者→商二四、二六、会社一三、一五、三五四【氏名商号の使用を許諾した者の責任→商一四、会社九 ❷【本条一項との重畳適用→一一〇

（権限外の行為の表見代理）

第一一〇条 前条第一項本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

（権限外の行為の表見代理）

第一一〇条 前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

関+【代理行為の要件と効果→九九【表見代理→一〇九、一一二【代理権の制限と善意の第三者→一般法人七七⑤、商六②、二一③、会社一一③、三四九⑤、五九九⑤